

家庭科 学習指導案

- 1 対 象 第1学年
- 2 教科・科目 家庭基礎
- 3 単 元 名 消費行動と意思決定
- 4 本時の目標 消費生活や契約について理解するとともに、若者が消費者トラブルに合いやすい実態を知り、予防するために学び、しっかり考える力を身に付けることが、消費者としての自立に繋がると気づくことができる。
- 5 本時の評価規準(1/3) ※3時間授業時間をするとして、1時間目の授業。

知識・理解	消費生活と契約について理解している。 クーリングオフの条件と方法を理解している。 評価方法 (ワークシート・群馬県版家庭科学習ノート・考査)
関心・意欲・態度	若者は消費者トラブル合いやすい原因及び、若者は事態が大きくなると相談できない理由を考え、消費者として自立するためには学び考える必要があると気づき、意欲的に学ぶ態度を身に付けることができる。 評価方法 (ワークシート)

6 本時の展開 (50分授業)

学習の流れ	学習内容と主な学習活動	支援及び指導上の留意点	活用補助教材等
導入 (5分)	本時の目標を知る。 契約についてのクイズに答える。	本時から消費生活の授業に取り組む旨を伝える。 ワークシートに理由とあわせて答えを記入するよう伝える。	ワークシート 社会への扉
開① (10分)	契約について復習する。	群馬県版家庭科学習ノートを用いて、契約について再確認する。	群馬県版家庭科学習ノート 教科書 ワークシート
(15分)	消費生活について再確認する。 群馬県の消費者トラブルの現状を知る。 なぜ、若者は消費者トラブルに合いやすいのか、相談が遅いのかを考える。 まとめを聞く。	消費生活と契約について、理解する。 教科書を用い、消費生活について再確認する。 消費生活センターの資料を用いて、若者が消費者トラブルのターゲットとされている現状について知る。 自分で考えてから、班で話し合うよう注意する。話し合った内容を代表者が発表するよう指示する。 判断力が十分でない、成年になりたての若者は消費者トラブルに合いやすく、ターゲットとされやすい実態を伝え、消費生活について学ぶことの重要性を伝える。	

展開② (15分)	なぜ若者が消費者トラブルに合いやすいのか等を他者と話し合いながら考え、意欲的に学ぼうとしている。		
	事例を聞き、何に気づくべきか考える。 契約をやめられる例を知る。 クーリングオフについて知る。	若者が遭いやすい消費者トラブルの事例として、定期購入を取り上げ、どの時点で何に気づくべきだったのか、この後とるべき行動を班で相談しながら考えるよう伝える。 契約をやめられる場合を紹介する。 クーリングオフについて群馬県版家庭科学習ノートを用いて説明する。	群馬県版消費者教育教材7 群馬県版消費者教育教材3 群馬県版家庭科学習ノート
		クーリングオフの条件と方法を理解する。	
まとめ (5分)	振り返りを記入し、まとめを聞く。	消費者として自立するために、成人になる前に、怪しいな、おかしいな、と思える力を養っていくこと、正しい知識を身につけておくことがトラブルを回避する上で重要であると伝え、まとめとする。	ワークシート

学年 () クラス () 番号 () 名前 ()

消費生活①

教科書P 179～

1 「契約」の確認

Q 1 答え： _____ 理由： _____

Q 2 答え： _____ 理由： _____

Q 3 答え： _____ 理由： _____

2 「消費生活」の確認

私たちは、モノやサービスを購入し、それを () して生活している。
 子どもから高齢者まで、すべての人は () であるといえる。
 しかし、どのような () を購入しどのように使うのか、つまりどのような () を送るかは、家庭の経済状況や個人の価値観、ライフスタイルなどによって違ってくる。

3 「なぜ？」について

あなたの考え	他者の考え
--------	-------

4 「じゃあどうしたらいいのだろうか？」について

あなたの考え	他者（先生）の考え
--------	-----------

5 事例について（気づかなくてはいけなかったこと）

班の考え	先生のまとめ
------	--------

消費者として自立するためには、契約について理解し、安全かどうか、しっかり考えて判断する力を身につける必要がある！！

振り返りシート

目標達成度 ○△× ()	その理由
今日新しく知ったこと 感想・質問	

家庭基礎

第4章 消費生活①

目標

自立した消費者として
行動するために
「契約」について知り
その重要さを考える。

テーマ

タダ

無料ほど怖い物はない!?

「契約」の確認

Q1

- ①商品
- ②代金
- ③店員
言

Q2

- ①解約
- ②レシ
きる
- ③商品

Q3

17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ①取り消すことはできない。
- ②未成年者取消しができる。
- ③保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。

「契約」の確認

Q1

店で買い物をするとき、契約が
成立するのはいつ？

- ①商品を受け取ったとき。
- ②代金を払ったとき。
- ③店員が「はい、かしこまりました」と
言ったとき。

正解

③

お互いの意思が合致すると・・・

契約書が無くても

口頭でも契約は成立します



「契約」の確認

Q2

店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

- ①解約できない。
- ②レシートがあり 1 週間以内なら解約できる。
- ③商品を開封していなければ解約できる。

正解

①

契約が成立すると・・・

お互いに契約内容を守る義務

一方的にやめることはできない！



「契約」の確認

Q3

17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ①取り消すことはできない。
- ②未成年者取消しができる。
- ③保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。

正解

②

「成年」・「未成年」のおさらい

成年は何歳から？

現在 20歳

2022年4月からは 18歳

契約が成立すると・・・

お互いに契約内容を守る義務

一方的にやめることはできない



**契約する前にしっかりと
考えることが大切！**



「契約」の確認

ノート
P68

教科書
P184

契約とは「法的な責任が生じる約束」

- ・ 消費者と事業者の（①**合意**）があれば成立
- ・ （②**債権**）と（③**債務**）が生じる。
- ・ 口約束でも成立する



「消費生活」の確認

私たちは、モノやサービスを購入し、それを**消費**して生活している。

全ての人は**消費者**。

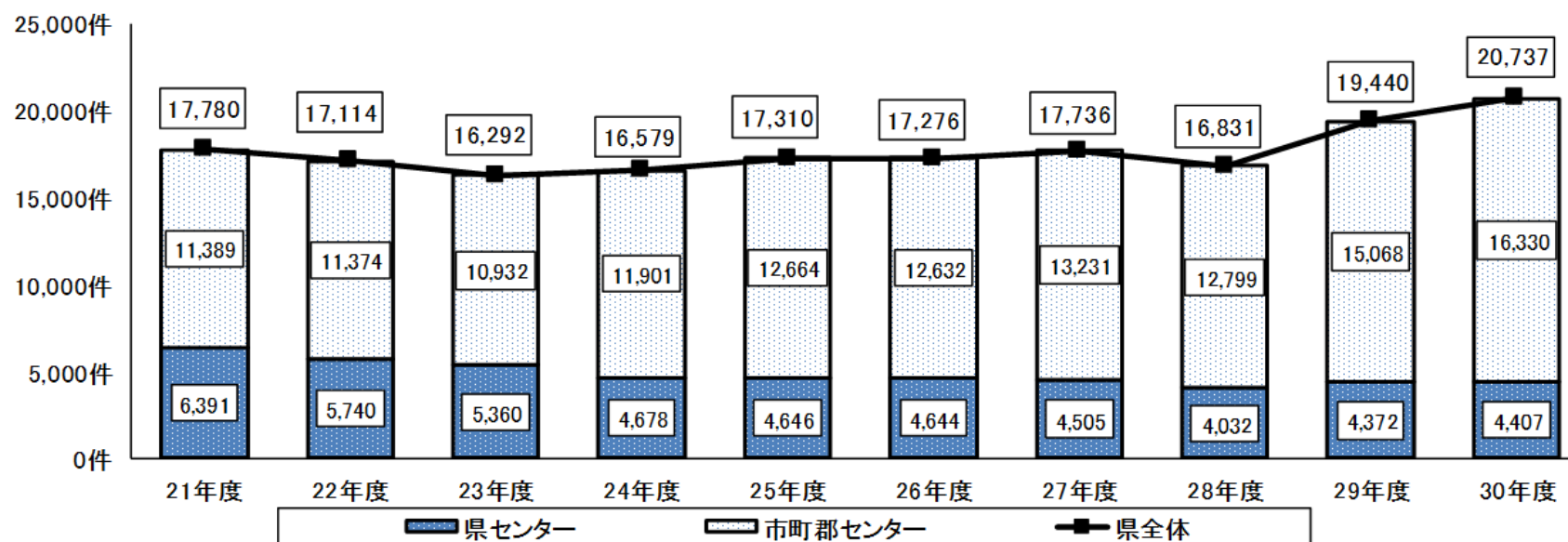
どのような**商品**を購入し使うのか、つまりどのような**消費生活**を送るのかは、それぞれ違ってくる。

平成30年度 群馬県内の消費生活相談の概要

◎年度別相談件数の推移

* 平成30年度相談件数 対前年度比:106.7%

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
県	6,391	5,740	5,360	4,678	4,646	4,644	4,505	4,032	4,372	4,407
市町郡	11,389	11,374	10,932	11,901	12,664	12,632	13,231	12,799	15,068	16,330
全体	17,780	17,114	16,292	16,579	17,310	17,276	17,736	16,831	19,440	20,737



◎内容別の相談傾向(上位10)

順位	商品・役務大分類	商品・役務の主な内容	H30年度	H29年度	対前年度比
1	商品一般	対象商品が不明な請求など	6,660	5,237	127.2%
2	運輸・通信サービス	アダルトサイト、デジタルコンテンツ、光回線など	3,875	4,164	93.1%
3	金融・保険サービス	消費者金融、ファンド型投資商品、社債など	1,352	1,311	103.1%
4	教養娯楽品	新聞、携帯電話、パソコンソフトなど	990	1,063	93.1%
5	食料品	健康食品、飲料、調理食品など	913	938	97.3%
6	他の役務	興信所、結婚相談所、外食など	753	676	111.4%
7	他の相談	不審な電話、近隣関係、債権回収など	735	751	97.9%
8	保健・福祉サービス	社会保険、医療サービスなど	713	569	125.3%
9	レンタル・リース・貸借	賃貸アパート、借家など	517	519	99.6%
10	保健衛生品	化粧品、基礎化粧品など	493	390	126.4%

*「商品一般」が激増 ... 架空請求ハガキの相談が昨年度に続いて増加

H28 : 836件 → H29 : 5,237件 → H30 : 6,660件

※「商品一般」は、対象商品が不明な請求など

*「保健・福祉サービス」が増加 ... 平成29年度に激減した還付金詐欺の相談が再増加

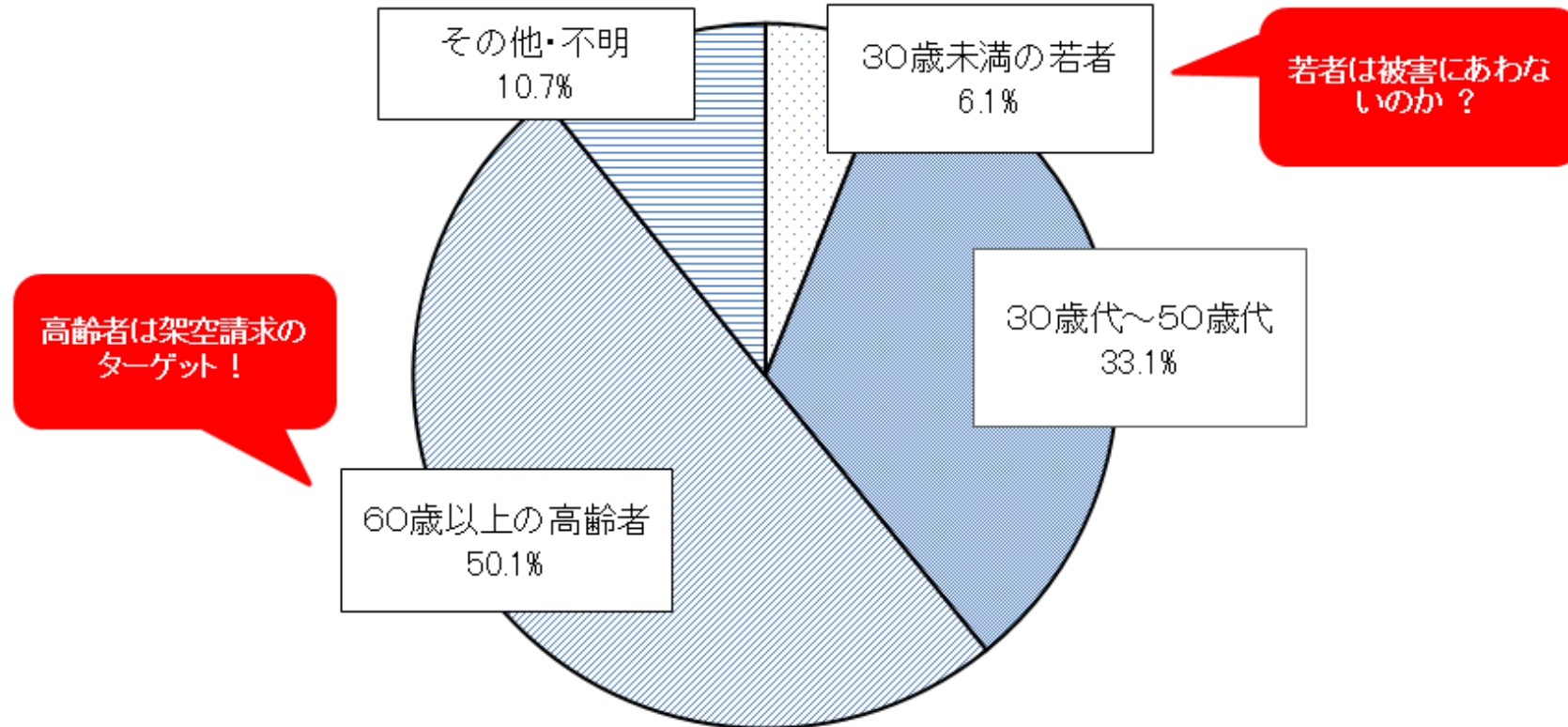
*「保健衛生品」が増加 ... 乳液、クリームの定期購入などのインターネット通販の相談が増加

◎年代別の相談件数

全体の相談件数 20,737件

高齢者の相談(60歳以上) 相談件数:10,380件 割合:50.1%

若者の相談(30歳未満) 相談件数: 1,263件 割合: 6.1%



◎年代別の契約済または支払済の割合

若者の相談の
割合

若者(10代)の相談件数

なんで？

契約前または
支払前の割合
79.5%

契約前または
支払前の割合
71.3%

高齢者(60歳以上)の相談件数：10,000件
契約済または支払済の割合：20.5%

全体の相談件数：20,737件
契約済または支払済の割合：28.7%

「なんで？」について考える

プリント
2

・なん

相

・

じゃあ、
どうしたらいいの？

相談

いいの？

気を付けてほしいトラブル事例

相談事例②

定期購入のトラブル

通信販売の定期購入とは

TVやネット広告の通信販売で、「お試し」「1回だけ」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したら、数ヶ月間の定期購入が条件だった。



ロールプレイで確認しよう
インターネット通販による
定期購入のトラブル

《SNS広告》

たるたる BODY

に悩むあなたに朗報です！！

- ☑味の濃いものが好き
- ☑スナック菓子の食べ過ぎ
- ☑食べ放題の店ばかり行く
- ☑甘い清涼飲料をがぶ飲み

こんな生活習慣に
心当たりのある方は

ここをクリック



今回限りの
特別価格

初
回

無料
(送料500円)

本気で理想に近づきたいあなたへ
サポートサプリ「スッキリリン」を
特別にお得に申込みいただけます

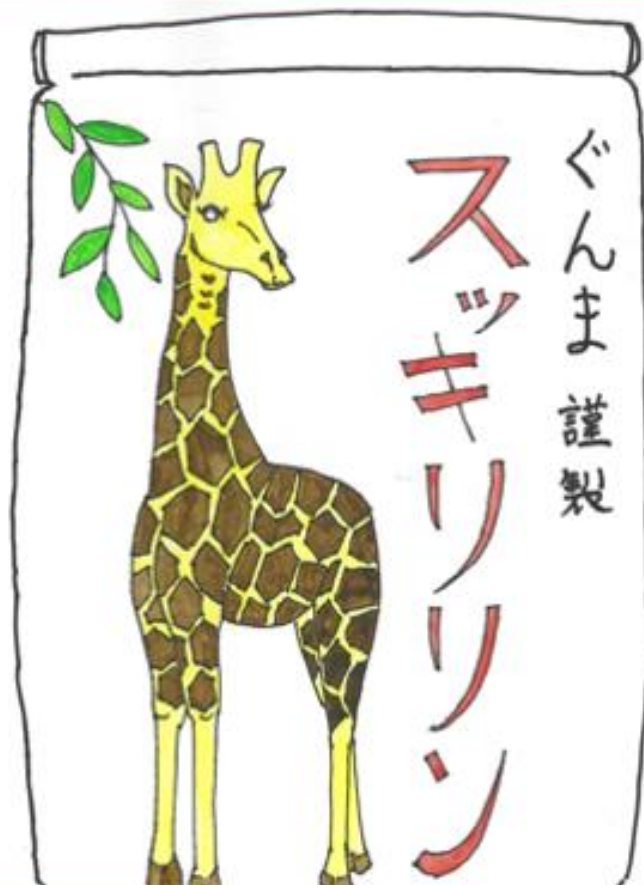
ぐんま謹製「スッキリリン」はここが特別

ポイント1	群馬県産特別素材 リンゴ・キャベツ・ネギ・梅・こんにゃく・ 白菜・ニンジン等を使用
ポイント2	群馬県内の特別工場生産
ポイント3	心をこめて熟練の職人が生産



特別
キャンペーン

定期コース限定特別価格



今回限りの
特別価格
通常単品価格
~~5,000円~~

初回無料
(送料500円)

特別価格 0 円

(送料500円) で

スツギリリンを

お得な定期コースで
はじめてみる

- ①毎月お届けするお得な定期コースです。
- ②ご継続は、4回のお受け取りがお約束となります。
- ③5回目以降は次回出荷日の5日前にお電話にて解約することができます。
- ④初回のみ実質無料、送料500円(税抜)でお届けいたします。
- ⑤2回目以降は、20%OFF 4,000円(税抜) + 送料無料でお届けいたします。
- ⑥さらに5回目以降は、25%OFFの3,750円(税抜) + 送料620円(税抜)でお届けいたします。
- ⑦4回お受け取りで、合計12,500円(税抜)のお支払いになります。
- ⑧5回目以降の送料はすべて620円(税抜)です。
- ⑨お客様のご注文に応じて製造しておりますので、ご注文後のキャンセルはお受けしておりません。



お客様情報

お客様のご住所・ご連絡先や、お支払い方法等を入力してください。

お名前	
ふりがな	
郵便番号	
都道府県	
住所(市郡区/町・村・丁目・番地)	
住所(マンション名・号室)	
電話番号	
メールアドレス	
メールアドレス(確認)	
ご確認事項	<input type="checkbox"/> 未成年者の場合保護者の同意を得ている。 <input type="checkbox"/> ご利用規約に同意して申し込みます。

お支払い方法 コンビニ後払い ▼

- ・ 特定商取引法に基づき表示
- ・ 返品・返金について
- ・ お問い合わせ

申込み

注文して1週間後

1ヶ月後

2ヶ月後

...



...



あれ？

1ヶ月でいいんだけど？

注文して1週間後

1ヶ月後

2ヶ月後

...

おかしい・・・
これ払わないといけな
いの？

請求書

定期コース限定
特別価格0円
送料500円
定期コースでは
4ヶ月以上の購入
が条件です

請求書

2回目以降の
特別価格4000円
送料0円
定期コースでは
4ヶ月以上の購入
が条件です

請求書

2回目以降の
特別価格4000円
送料0円
定期コースでは
4ヶ月以上の購入
が条件です

...

事例で考える

プリント
5

気づかなきゃいけない
なかったのは、何？

特別
キャンペーン

定期コース限定特別価格



今回限りの
特別価格
通常単品価格
~~5000円~~

初回無料
(送料500円)

特別価格 0 円

(送料500円) で

スツキリリンを

お得な定期コースで
はじめてみる

- ①毎月お届けするお得な定期コースです。
- ②ご継続は、4回のお受け取りがお約束となります。
- ③5回目以降は次回出荷日の5日前にお電話にて解約することができます。
- ④初回のみ実質無料、送料500円(税抜)でお届けいたします。
- ⑤2回目以降は、20%OFF 4,000円(税抜) + 送料無料でお届けいたします。
- ⑥さらに5回目以降は、25%OFFの3,750円(税抜) + 送料620円(税抜)でお届けいたします。
- ⑦4回お受け取りで、合計12,500円(税抜)のお支払いになります。
- ⑧5回目以降の送料はすべて620円(税抜)です。
- ⑨お客様のご注文に応じて製造しておりますので、ご注文後のキャンセルはお受けしていません。

大事な

100%

小さい文字まで
ちゃんと読む！
理解して契約する！

「定期購入を途中でやめたい」

**商品を受け取らなければ、
支払いの義務はなくなる？**



**商品を受取拒否しても
契約はなくなりません**



特に
コンビニ後払いの場合

そのまま放置していると
債権回収業者や弁護士から
債権の回収依頼や譲渡を受けたと
請求書が届くことがあります

◎年代別の契約済または支払済の割合

若者が陥りやすいトラブル

- ①アダルト情報サイト、出会い系サイト
- ②オンラインゲームや占い
- ③エステや美容医療
- ④タレント・モデル事務所や養成教室…

人には言いづらい!?

高齢者(60歳以上)の相談件数：10,380件
契約済または支払済の割合：20.5%

全体の相談件数：52,777件
契約済または支払済の割合：28.7%

正しい知識を身につけましょう。
自ら正しい情報を集めましょう。

取り消し

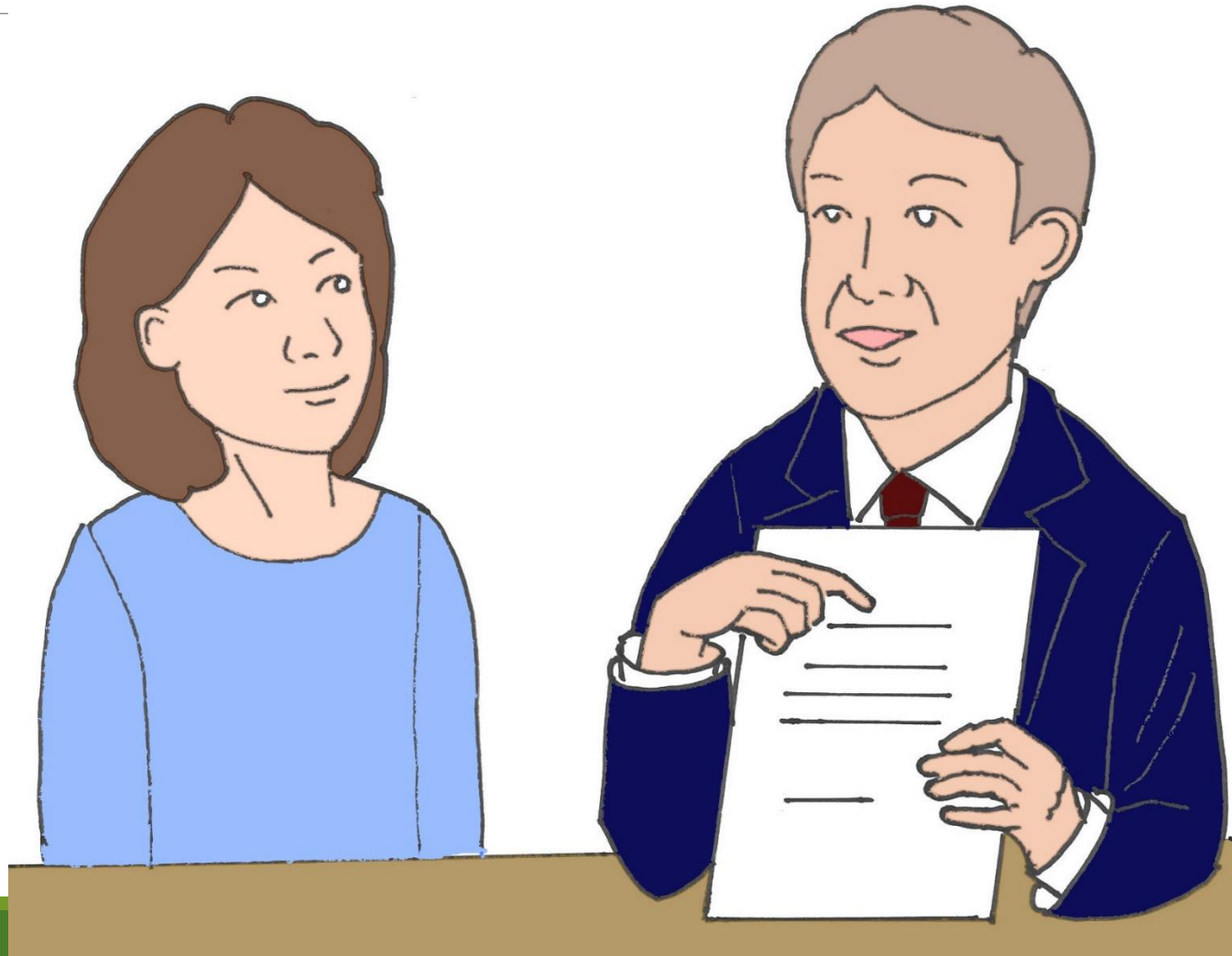
**契約をやめられる
場合もあります**

どんなとき？



解約

当事者双方が契約をやめることに合意したとき



相手が約束を守らない (契約違反があった)とき



結婚式当日



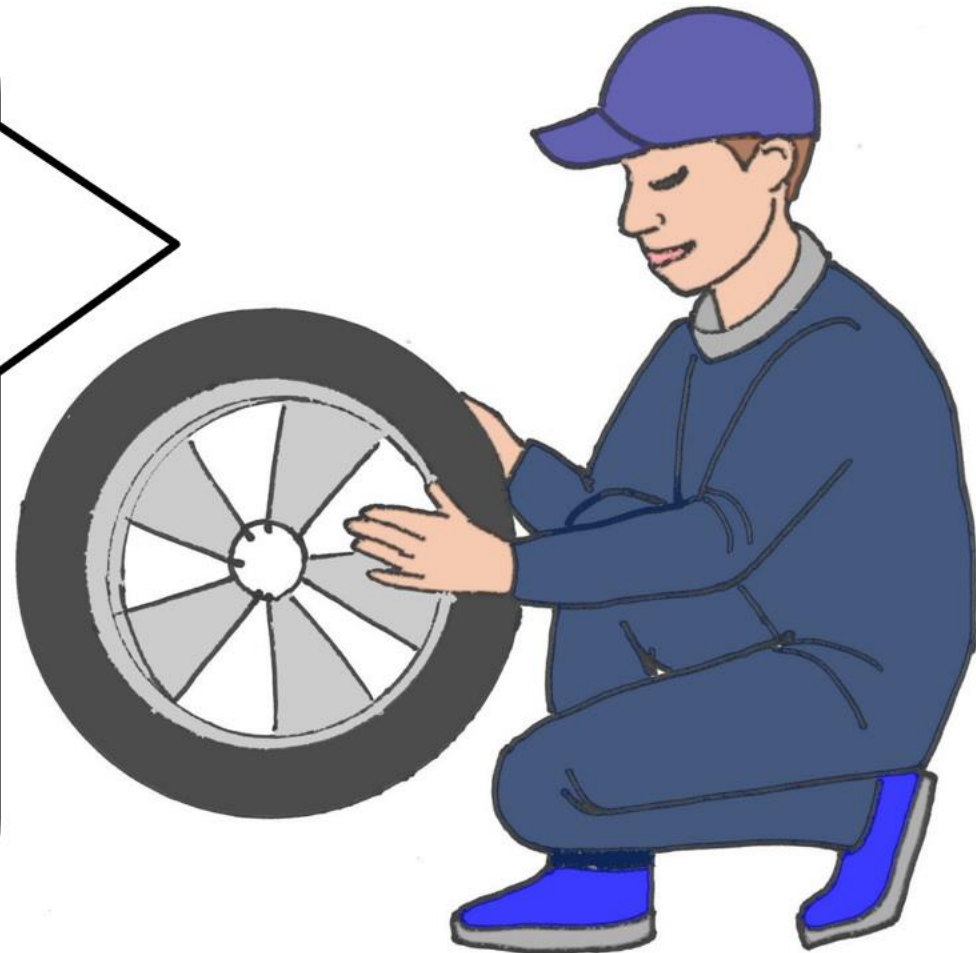
とど
まだ届かない!

だまされたり、脅されたりして 契約したとき



告げられた誤った情報を信じて 契約してしまったとき

タイヤがすり
へ
減っている
こう かん
から交換して
ください！
うそ
(嘘だけど...)



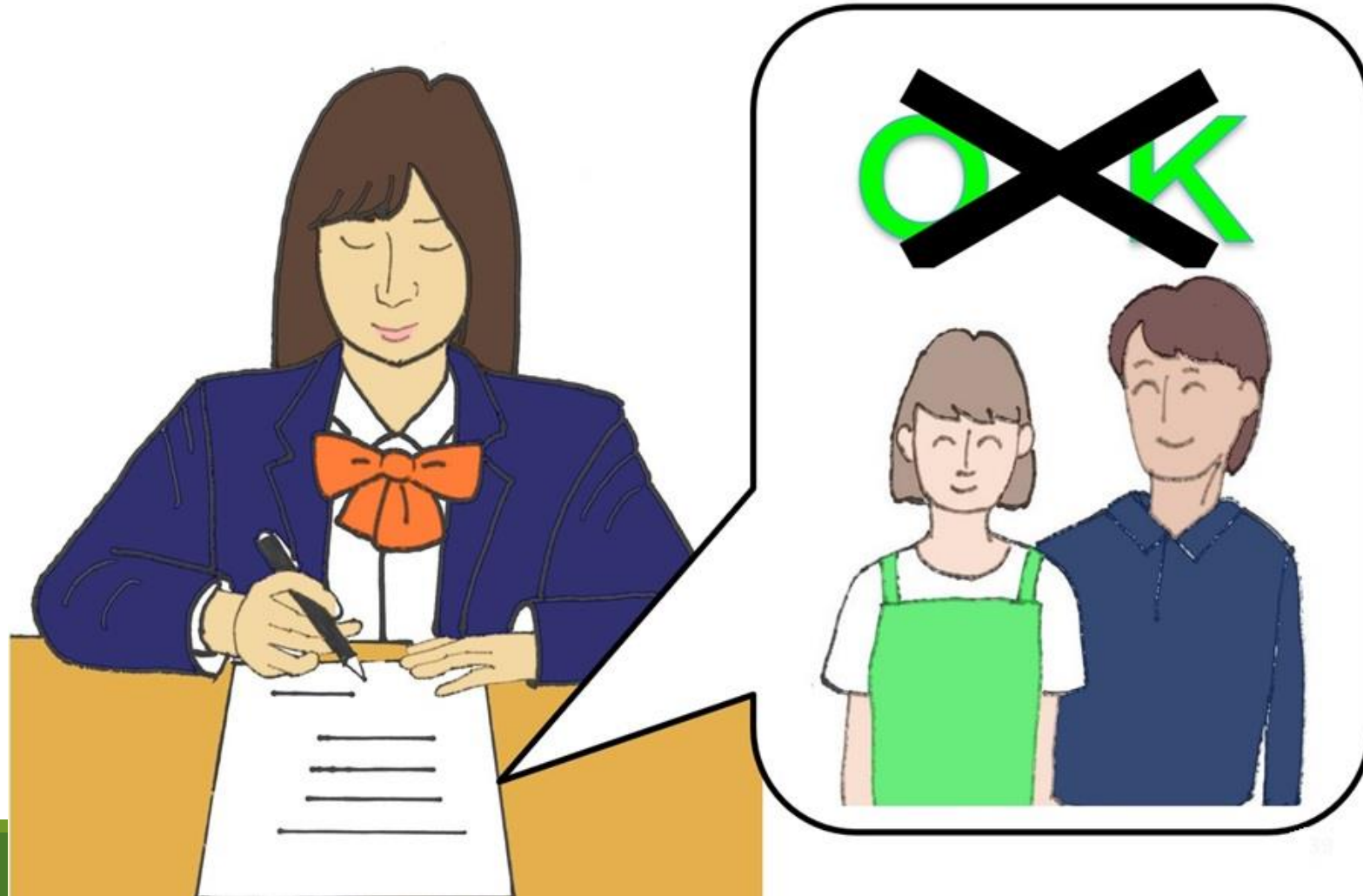
「帰りたい」と言っても店から 帰らせてくれず勧誘されたとき



商品に最初から欠陥があったとき



未成年者が保護者や親権者の同意なく契約したとき



訪問販売・継続的なサービス・連鎖販売取引等で「クーリング・オフ」期間内に 契約をやめると書面で伝えたとき



「クーリングオフ制度」の確認

教科書
P191

ノート
P68

一定期間であれば消費者が契約を取り消すことができる制度。

①営業所 ②8 ③20

④3,000

ア:国民生活センター

イ:消費生活センター

目標の振り返り

自立した消費者として行動する
ために「契約」について、知る

テーマの振り返り

^{タダ}無料ほど怖い物に

ない!?

ウマい話はない!!